

小平市長 小林正則殿

小平市監査委員 岡 村 健 司 小平市監査委員 永 田 政 弘

財政援助団体等監査の結果について (報告)

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条 第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

1 補助金交付団体監査

補助金交付団体	所管部課		
こだいら観光まちづくり協会	地域振興部 産業振興課		
株式会社 Maria,co. (認証保育所マリア・ローザ)	子ども家庭部 保育課		

2 指定管理者監査

指定管理者	所管部課		
特定非営利活動法人 ワーカーズコープ (小平市立六小学童クラブ第二、小平市立学園東小学童クラブ第二)	子ども家庭部 子育て支援課		
社会福祉法人 雲柱社 (小平市子ども家庭支援センター)	子ども家庭部 家庭支援担当課長		

第3 監査の範囲

1 補助金交付団体監査 平成29年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行

2 指定管理者監査 平成29年度の公の施設管理に係る事務の執行及び管理運営状況

第4 監査の期間

平成30年11月15日から平成31年1月28日まで

第5 監査講評の場所 市役所601会議室

第6 監査の主眼

1 補助金交付団体監査

【所管部課】

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

【補助金交付団体】

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請、 実績報告等は符合するか。
- ② 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。 また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ④ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑤ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

2 指定管理者監査

【所管部課】

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨は達成されているか。
- ② 指定管理者の指定及び協定書の締結は適正に行われているか。
- ③ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ④ 業務の履行確認は、事業報告書によりなされているか。

【指定管理者】

- ① 施設の管理運営業務は、協定書等に基づき適切に実施されているか。
- ② 施設管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ③ 利用促進のための努力はなされているか。
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか。

第7 監査の結果

監査の結果については、以下に述べるとおりである。

こだいら観光まちづくり協会

1 補助金交付事務の概要

(1) 補助の目的

こだいら観光まちづくり協会が行う観光まちづくり事業に要する経費について、 小平市がその一部を補助することにより、地域活性化を促進するとともに、「訪れ たい、住み続けたい」と思われる魅力ある観光まちづくりを推進することを目的と する。

(2) 補助金の概要(平成29年度)

補助金の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
こだいら観光まちづくり協会補助金協会が行う次に掲げる事業及び協会の運営に係る事務のうち、市長が必要かつ適当と認めたもの(1)小平市観光まちづくり振興プランに掲げるアクションプランのうち、協会が推進主体として位置付けられている事業(2)その他協会の目的達成のために必要な事業	15, 004, 299 円	15, 004, 299 円

2 監査の結果

(1) 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 所管部課(地域振興部 産業振興課)に対する監査の結果 上記補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

株式会社 Maria, co. (認証保育所マリア・ローザ)

1 補助金交付事務の概要

(1) 補助の目的

東京都が認証する保育所に対してその運営費等の一部を補助することにより、当 該保育所における保育の維持向上を図り、もって児童福祉の増進に資することを目 的とする。

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、 保育士等のキャリアアップに向けた取り組みに要する費用の一部を補助し、保育サ ービスの質の向上を図ることを目的とする。

多様な保育ニーズに対応した福祉サービスの確保と、利用者の福祉の向上を図る ことを目的とする。

(2) 補助金の概要(平成29年度)

補助金の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
東京都認証保育所運営費等に係る小平市補 助金 認証保育所の運営に要する経費、認証 保育所の開設に必要な改修経費	49, 481, 030 円	39, 937, 740 円
保育士等キャリアアップ補助金 人件費のうち、賃金改善に要した経費	7, 218, 000 円	7, 218, 000 円
保育力強化事業補助金 特別保育事業等推進、第三者評価受審 費及び認証保育所独自の取組に係る運 営費	728, 000 円	728, 000 円

2 監査の結果

(1) 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 所管部課 (子ども家庭部 保育課) に対する監査の結果

上記補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、

一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

① 補助金に係る回議書において、小平市文書管理規程に定める保存期限の記載に誤りのあるものが見受けられた。保存期限の経過前に廃棄してしまうおそれもあることから、厳重に注意されたい。

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ (小平市立六小学童クラブ第二、小平市立学園東小学童クラブ第二)

- 1 指定管理業務の概要
 - (1) 指定管理者の名称 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
 - (2) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(3) 指定管理業務

学童クラブの管理に関する業務のうち次に掲げるもの

- ① 児童に対する適切な遊び及び生活の場の提供並びに児童の健全な育成を図る 事業の実施に関する業務
- ② 学童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 延長保育時間における学童クラブの利用の承認をすること
- ④ その他市長が定める業務
- (4) 指定管理料(平成29年度) 33,887,583円

2 監査の結果

(1) 指定管理者に対する監査の結果

上記公の施設の管理運営業務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。 <指摘事項>

- ① 決算報告書において、延長保育料の収入金額に、未収金が計上されていない ものが見受けられた。適正に処理されたい。
- (2) 所管部課(子ども家庭部 子育て支援課)に対する監査の結果 上記公の施設の指定管理者に対する指導監督等の業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

社会福祉法人 雲柱社(小平市子ども家庭支援センター)

- 1 指定管理業務の概要
 - (1) 指定管理者の名称社会福祉法人 雲柱社
 - (2) 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(3) 指定管理業務

子ども家庭支援センターの管理に関する業務のうち次に掲げるもの

- ① 子どもと家庭に関する相談に関すること
- ② 子育ての支援に係るサービスに関すること
- ③ 地域における子育ての活動の促進に関すること
- ④ 関係機関との連携及び調整に関すること
- ⑤ 子育てに係る交流事業に関すること
- ⑥ 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること
- ⑦ その他目的を達成するために必要な事業
- ⑧ その他市長が定める業務
- (4) 指定管理料(平成29年度) 77,566,680円

2 監査の結果

(1) 指定管理者に対する監査の結果

上記公の施設の管理運営業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 所管部課(子ども家庭部 家庭支援担当課長)に対する監査の結果

上記公の施設の指定管理者に対する指導監督等の業務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、 適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

① 主管課にて購入、施設に配置し、指定管理者が管理をしている備品について、協定書の備品一覧に追加されていないものが見受けられた。適正に処理されたい。